

平成28年9月定例会 企画財政委員会の概要

日時 平成28年10月 7日(金) 開会 午前10時 5分
閉会 午後 1時21分

場所 第1委員会室

出席委員 立石泰広委員長

齊藤邦明副委員長

宇田川幸夫委員、岡田静佳委員、田村琢実委員、宮崎栄治郎委員、
野本陽一委員、山根史子委員、山川百合子委員、大嶋和浩委員、塩野正行委員、
中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、
萩原由浩改革政策局長、土田保浩地域政策局長、加藤繁企画総務課長、
山崎明弘計画調整課長、堀口幸生計画調整課政策幹、堀光敦史財政課長、
小松原誠改革推進課長、黒坂和実情報システム課長、竹中健司地域政策課長、
徳重覚市町村課長、勝村直久土地水政策課長、竹島晃交通政策課長

伊東弘道会計管理者、酒井英治出納総務課長、鈴木達也会計管理課長

上原満監査事務局長、武井大介監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
小林貞雄監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第92号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	原案可決
第100号	財産の取得について	原案可決
第105号	ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について	原案可決
第108号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第5号	ハッ場ダムの追加費用負担は認めないことを求める請願	不採択

所管事務調査

一般会計から病院事業会計への繰出金について

【付託議案に対する質疑】

宇田川委員

- 1 第105号議案について、資料2の事業費概算額の増要因のうち、現地状況の変化に係る要因と社会経済的要因とは何か。
- 2 建設中断当時に比べ、資材費等はどのくらい上昇したのか。

土地水政策課長

- 1 現地状況の変化に係る要因による215億円の増については、ダム本体の基礎掘削において、事前のボーリング調査で想定していたより硬い岩石の割合が多いことや弱い地層が広範囲にわたることが判明したことによる掘削費用の増が41億円、弱い地層をセメントで補強するための費用の増が3億円、貯水池の樹木の伐採において、他のダムで平成27年度の台風後に残置樹木にゴミがたまったり、残置樹木から悪臭が発生したことから、伐採範囲を拡大したことによる増が36億円、付替町道の工事において、推定岩盤線が想定より深かったことによる構造変更の増が8億円、盛土材を他事業から調達できなかったため、盛土材を別途確保する必要が生じたことによる増が41億円などであると関東地方整備局から聞いている。

社会経済的要因については、公共工事関連単価の変化等として、平成25年度以降の特殊作業員や普通作業員などの労務単価の上昇、生コンクリートや砕石などの資材費の上昇、ダンプやクレーンなどの機械経費の上昇による増額、また平成27年に国土交通省の土木工事積算基準が改定され、一般管理費等の率、現場管理費の率が改定されたことによる増額である。また、消費税率が5%から8%に引き上げられたことによる増額であると聞いている。

- 2 平成25年度以降、特殊作業員や普通作業員などの労務単価、生コンや砕石などの資材費、ダンプやクレーンなどの機械経費が上昇している。具体的には、平成24年度と比較すると、平成27年度の労務単価は30%、資材費と機械経費は3%上昇している。

宇田川委員

- 1 労務単価は、金額でどのくらい上昇しているのか。
- 2 労務単価の上昇は、東日本大震災が影響しているのか。
- 3 一般土木の資材費は下落傾向であると把握しているが、ダムに特化した資材費はどうなっているのか。

土地水政策課長

- 1 労務単価の金額は、把握していない。
- 2 労務単価の上昇は、東日本大震災の影響もあると聞いている。
- 3 土木、建築の資材費は下がっているが、ダム建設に必要な生コン、骨材、仮設材は大きく上昇している。平成23年度から平成28年度の伸び率は、生コン8.6%、骨材は17.8%、仮設材が4.8%となっている。

宇田川委員

- 1 事業中断により影響を受けた期間と金額を精査しているのか。

2 仮にハッ場ダムが完成していたら、今年の渇水に対応できたのか。

土地水政策課長

- 1 事業が中断していた期間は、建設中止が表明された平成21年9月から本体関連工事の入札手続が開始された平成25年5月までの4年弱である。影響を受けた金額は、関東地方整備局から、工事ヤードへの立入防止柵の設置や工事用道路の維持管理、人件費などで約57億8,000万円であると聞いている。
- 2 関東地方整備局では、ハッ場ダムが完成していれば今年の取水制限は回避できたと推定しており、情報をホームページで公開している。

田村委員

第100号議案について、県と市町村がインターネット接続口を集約することだが、ハッカーはペンタゴンにも侵入する。集約することで目標が一つになり、余計に危ないのではないか。

情報システム課長

集約すると危険という意見もあるが、セキュリティクラウドの趣旨は、インターネット接続口を集約することにより、インターネットの監視を強化することである。現在は市町村ごとのセキュリティレベルにばらつきがあるが、集約して監視を強化することで県全体としてのセキュリティレベルを統一化して高めることができる。

田村委員

集約化することがそもそも危ないのではないか。分散していた方が安全ではないか。

情報システム課長

セキュリティクラウドの内部は論理的に分かれていて、市町村ごとに別々のネットワークとなっている。また、多段構成によるセキュリティ対策を取っている。一段目はセキュリティクラウドで防御し、二段目は各市町村の対策で防御する。

田村委員

市町村ごとにばらばらの方が狙われにくいのではないか。集約すると情報も取られやすいのではないか。

情報システム課長

セキュリティクラウドはセキュリティ部分を集約するものであり、行政情報は集約しない。行政情報は引き続き各市町村で管理され守られる。

岡田委員

自治体情報セキュリティクラウド関係機器の財源は何か。また、国、県及び市町村の費用負担はどうなっているのか。

情報システム課長

財源は国の補助制度である「地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金」を活用する。システムの構築費については、国と県が2分の1ずつ負担するため、市町村の負担

はない。県が負担する部分は地方債を活用するが、元利償還金の50%は交付税措置される。運用費については、平成29年度の運用開始に向けて、県と市町村で負担割合を協議しており、利用職員数や接続端末数などで按分する方法を検討している。

山根委員

- 1 第105号議案について、これまで工期延長を3回、事業費増額を1回行っており、平成16年2月定例会では、これ以上の増額がないよう工事実施状況を監視するといった決意が述べられ、県議会からも更なる建設工事費を増額しないこと、工期の厳守などを内容とした決議も出されている。平成20年の工期延長の際にも、県からこれ以上の増額がないこと、コスト縮減を図ることなどの意見を付して国に回答している。このような経緯があって再増額するのは理解に苦しむ。本当にこれが最後なのか。
- 2 ダム完成後の試験湛水が6か月と聞いているが、試験期間として十分なのか。この期間で問題ないと考えているのか。

土地水政策課長

- 1 事業費の増額は今回2回目であり、我々としては大変遺憾である。関東地方整備局からは、今回の増額には想定される増要因を全て盛り込んでいると聞いている。1都5県の合同調査時においても、国に対して今回が最後の増額であると強く申し入れている。
- 2 関東地方整備局からは、吾妻川の流況データに基づき、6か月の期間を設定していると聞いており、県も確認を行っている。

中川委員

- 1 私は、ハッ場ダム建設事業の推進を求める埼玉県議会議員連盟にも入っており、これまで4回現地に行っている。昨日も現地で国の職員から話を聞いた。今後の増額要因として、電力会社への減電補償が含まれていない。県はこの額をどのくらい見込んでいるのか。また、県の費用負担額の658億円に含まれるか国から説明を受けているのか。
- 2 前回の計画変更時の企画財政委員会で、当時の土地水政策課長は、より早くより安くなる可能性もあることと、事業費の増額や工期延長はないと考えると発言している。事業費が増額される本議案はあり得ないのではないか。当時の課長は気合で発言したのか、それとも不適切な発言だったのか。県職員の言葉をどう信用すればよいのか。また、国からの増額提示に対して、拒否した経緯はあるのか。

土地水政策課長

- 1 関東地方整備局からは、電力会社への減電補償は事業費の中に見込まれており、金額については交渉事なので示せないが、適切な額を計上していると聞いている。
- 2 当時の土地水政策課長の発言であるが、当時はそういう状況であった。自分自身も土地水政策課長2年目だが、昨年度までは、国は4,600億円の範囲内に収めるよう最大限努力すると言っており、増額はないものと考えていた。今回の国からの増額提示に対しては、1都5県で合同調査を行い、意見を述べている。一方的に増額を受け入れているわけではない。

中川委員

- 1 電力会社への補償が見込んでいた額以上になった場合に、事業費は増加になるのか。

- 2 県職員はどちらを向いて仕事しているのか。前回の企画財政委員会での議案審査時に地すべりについては、市民団体から既に指摘されている。ふだん、市民団体に向き合わず国の言いなりだからこのようなことになるのではないか。

土地水政策課長

- 1 関東地方整備局からは、電力会社への補償額は事業費の中に見込んでいるので、適切に対応できるものと考えている。
- 2 地すべりについては、平成23年のダム事業の検証時も指摘事項として挙がっており、県も認識していた。ただし、ダム事業が検証中であつたため新たな段階に進めず、詳細な調査を行えなかったことから、当時把握していた情報を基に最大限の地すべり範囲を想定し、事業費の外数として整理されていたものである。県としては、事業費の外数として整理されていた地すべり対策を含めて4,600億円に収めていただきたいと申し入れていた。

中川委員

- 1 今回の増額に対して、ここは認められないなど、国と具体的にやり取りしたのか。
- 2 今回の88億円の増額分については全額借金で責任を先送りするものと考えてるが、これまでの負担額も含めた想定される借金の利子は合計でいくらになるのか。
- 3 これまでの借金の償還期間はどのくらいか。
- 4 今回不確定要素があり88億円増額しているが、財政の裏付けはあるのか。88億円とその利子に対して、行財政改革でどこまで節約しようと考えているのか。

土地水政策課長

- 1 国とのやり取りの中で、1都5県の意見が反映されたものとして、当初貯水池内の樹木は全て伐採する予定であつたが、水位が下がったときに問題がない部分を残すようにした。また、JR吾妻線の枕木が防腐処理されていることが判明したため、水質に万全を期すために碎石と共に撤去することとしていたが、水質に影響のない碎石は存置することとした。これによって経費が節約されている。さらに、労務単価などの上昇率をやや下方修正することで金額を下げている。
- 2 今回の720億円の増額で県の負担は約88億円増える。これを県債で賄った場合、利子は5億円程度と見込んでいる。

財政課長

- 2 新発債及び借換債の利率を現状の0.2%又は0.1%と仮定して試算すると、利子の合計は172億円となり、変更前の167億円から5億円増加する。
- 3 基本的には埼玉県の一般的な償還ルールである30年償還と試算している。

企画財政部長

- 4 88億円の増加に対しては、主として県債を充てていくが、先の世代に責任を押し付けるという趣旨ではない。今回こうした事業をやることについては、私どもがしっかり判断をしていくべきと考えている。ダムを造ることは、利水・治水の恩恵を受ける将来世代の利益にもつながるので、財源については県債を充てている。財源の追加が必要となることについては、新規着手ではなくダムの完成が目前であることが判断の中で相当大きいことは御理解いただきたい。ただし、既に着手した事業であれば何でも増額を認

めるということではない。平成16年度に事業費が2,110億円から4,600億円に倍増したが、国から言われるがままではなく、その時点でも県はしっかりと検証を行った。その当時もこれ以上の増額はあり得ないと国に言ってきた。国もその意見を受け止め、コスト縮減に努めると言ってきた。今回の国の再度の増額の話については、容易に理解できるものではないことであり、それを国にも伝え、1都5県で調査を行ってきた。その中で、今回の720億円の増額が費用対効果を考えたときに、県民の利益になると判断し、やむを得ず同意をするという結論に至ったものである。将来の負担については、今後、県債の償還は税金又は水道料金を原資としていくが、限られた財源の中で他の事業に影響を与えないよう、引き続き行財政改革をしっかりと進めていく。

中川委員

- 1 行財政改革を進める上で、部長が答弁された引き続きという発想に私たちはならない。利子が172億円にもなるのだから今までの延長ではなく、新たな視点を検討していただけないか。
- 2 将来世代もダムの恩恵を受けるが、時代が右肩上がりでなくなっている。この視点を考慮してどのように県債の償還をしていくのか。
- 3 国策で進めているハツ場ダムなので、特別措置法を制定して、国に費用を負担してもらおうように埼玉県として1都5県で要望できないか。
- 4 部長の答弁で遺憾だとあったが、遺憾とはどういう意味か。どう県民に伝えればよいのか。

企画財政部長

- 1 88億円は単年度の負担ではないので、県債や水道料金等で平準化して長い期間で負担していくことになる。今後の人口減少を踏まえ、財政状況が年々厳しくなっていくことを想定して、今のままの行財政改革でよいのか不断に見直しを行うとともに、新しいことに取り組みないかとは考えている。これまでも行財政改革に心を砕いてきたということは理解願いたい。
- 2 右肩上がりではない経済状況、人口減少も踏まえながら将来負担となる県債の残高等も見通して予算を編成している。
- 3 特別措置法の制定であるが、今回の増額のうち消費税による増額は致し方ないが、それ以外については国に負担していただきたいというのが正直な気持ちであり、事務レベルで関東地方整備局には伝えている。しかしながら、現行法においては利水・治水のメリットを受ける1都5県が負担せざるを得ない制度となっている。この制度を大きく変更するとなると、現在見込まれている完成時期が更に遅れることとなる。工期内に完成することが県民の将来のメリットとなると判断し、やむを得ず同意するものである。
- 4 遺憾であると申し上げたが、どういう言葉がふさわしいか悩むところである。関東地方整備局から増額の話があった際には、これまでコスト縮減に努めること、事業費内で実施することを約束していただいていると認識していたため理解に苦しんだ。ただし、1都5県で調査し内容を精査した結果、現時点ではやむを得ないと考えている。

中川委員

- 1 今回のような急な出費への対応はどのようにするのか。
- 2 主として起債をするという答弁だったが、これまで全額起債だったと記憶しているが、今回は違う可能性があるのか。

3 今後、想定していないことがあった場合に再増額はあり得るのか。

企画財政部長

- 1 急な出費への対応であるが、単年度の出費としては震災などの非常事態が想定されるが、今回の件は財源的には複数年度にわたるものである。複数年度にわたる負担増については、しっかりと行財政改革を進めて対応してまいりたい。
- 2 制度上は、利水・治水の県負担全てが起債を認められているわけではない。しかしながら、厳しい財政の中でこの事業は将来的なメリットがあると考え、財源対策の様々な制度を活用し、全額起債をしている。現時点で全額起債は担保されていないため、主としてと答弁したが、これまでと同様に極力有利な制度を活用していきたいと考えている。

土地水政策課長

- 3 関東地方整備局からは、現時点で想定される増要因については、全て事業費に見込んでいると聞いている。安全率も見込んでいるので、ちょっとした想定外の要因が発生した場合でも、すぐに事業費の増額に結び付くわけではない。増額後の事業費を上限として事業執行するよう、1都5県で関東地方整備局に働き掛けていきたい。

中川委員

- 1 事業費の総額が増えた場合に、法律上都道府県は増額分を支払わなければならないのか。
- 2 部長の答弁は借金であればいいというふうに受け取られかねないと思っているが、借金の裏付けはあるのか。不断の努力は必要であると考えが検討いただけないか。

土地水政策課長

- 1 法律上は総事業費が変わればそれに見合っただけで1都5県の負担は増える。ただし、今回の増額は要因を全て見込んでいるとのことなので現時点ではこの金額で事業を完成していただけるものと考えている。

企画財政部長

- 2 そうした趣旨で申し上げたわけではない。ハツ場ダムの問題だけでなく、将来の県の財政負担全体を考えながら改革できるものは改革し、限られた財源の中で必要な事業ができるように取り組んでいく。

山川委員

- 1 地すべり対策について、11か所で対策を行うことになっていたところ、5か所は対策不要となり、コスト縮減が図られたとしている。安全上、本当に対策をしなくても大丈夫なのか。
- 2 ハツ場ダムの完成までこれ以上の事業費増額がないよう、県としてどのようにチェックしていくのか。

土地水政策課長

- 1 地すべり対策については、ダム事業の検証時に最大11か所の地すべり対策が想定されていたが、これは詳細な調査ができなかったために当時把握していた情報を基に想定した箇所数である。その後、ボーリング調査などを実施するとともに、新たな技術指針

に基づき選定を行い、更に地すべりの専門家の意見も聴いて対策箇所を11か所から5か所減の6か所にしたとの説明を受けており、地すべり対策はきちんと行われるものと考えている。

- 2 ハッ場ダムのコスト縮減の達成状況や工事の進捗状況を確認するための場として「ハッ場ダム建設事業のコスト管理等に関する連絡協議会」が設置されている。今後この協議会を活用し、事業の進捗状況やコスト縮減状況、事業全体の執行状況をしっかりと確認していきたい。

塩野委員

- 1 セキュリティクラウドは総合評価落札方式とのことだが、応札した業者数と落札率を伺いたい。
- 2 第105号議案について、県が二つの意見を付しているが、2点目の早期完成に向け、工期短縮に努めることとは、平成31年度のなるべく早い時期の完成ということか。

情報システム課長

- 1 応札事業者は4者である。備品以外の構築に係る経費も含め予定した金額に対する落札率は78.7%である。

土地水政策課長

- 2 平成31年度内なるべく早く完成していただきたいという趣旨である。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第5号）】

なし

【所管事務に関する質問（一般会計から病院事業会計への繰出金について）】

田村委員

病院事業への一般会計からの繰出金について、4病院体制になって以降、繰出額が最大、最小になった年度とその金額についてそれぞれ教えていただきたい。また、繰出金の今後の見通しについて教えていただきたい。

財政課長

最大となったのは平成9年度の134億円、最小であったのは平成19年度の77億円である。今後の見通しについては、病院の稼働率等によっても大きく変動することが予想されるが、現時点でのおおよその見通しとしては、平成31年度くらいまで増加し、その後はなだらかに減少していくものと推測している。これは、病院の建設費が影響している。

田村委員

平成9年度に134億円、平成19年度に77億円ということでかなり繰出額に差があ

るが、減額に至った経緯について分かる範囲で教えていただきたい。

財政課長

それが全てではないと思うが、病院の稼働率を上げて医業収益を増やし、経費を下げるという病院の経営努力があったと考えている。

田村委員

平成28年度の繰出金は98億円であり、平成19年度の77億円から増えている。病院が経営努力を怠っているのではないかと思われるので、一般会計からの繰出金にシーリングを掛けるべきと考えるがどうか。

財政課長

繰出金については、総務省から示されている繰出基準に従い決定している。例えば、病院を建設すれば建設改良費の2分の1を一般会計で負担することとなり、その分の繰出金の増加はやむを得ない。ただし、病院経営については努力する余地があるので、詳細に分析し、経営努力がなされていなければ、シーリングなどのルールの導入を検討する可能性はあるものの、繰出基準もあるので慎重な判断が必要である。

田村委員

努力が足りなければシーリングもやむを得ないと受け取らせていただく。

地方独立行政法人化すれば一般会計から繰り出す必要はなくなると考えるが、これについては考えていないのか。

財政課長

検討はされていると思うが、詳しいことは承知していない。

野本委員

県立病院への繰出金分が赤字に相当するのではないか。そうであれば、県立病院を地方独立行政法人化して繰出金をなくせば、赤字分が明らかになる。そこで、財政的な改善が必要になり何をしなければならぬのか問題意識が出てくる。このため、地方独立行政法人化する必要があると考える。県立病院の地方独立行政法人化については、どこがその判断をするのか。

改革推進課長

県立病院の地方独立行政法人化は病院局で検討している。また、繰出金については、地方独立行政法人化しても運営費負担金等を繰り出す必要がある。